

# 十勝圏複合事務組合運営に関する条例

（ 昭和44年7月14日  
 条 例 第 1 号 ）

改正の沿革 昭和45年条例第4号、昭和45年条例第5号、昭和46年条例第1号、昭和46年条例第2号、昭和46年条例第3号、昭和47年条例第1号、昭和48年条例第2号、昭和49年条例第1号、昭和49年条例第2号、昭和50年条例第1号、昭和50年条例第2号、昭和51年条例第1号、昭和52年条例第1号、昭和52年条例第2号、昭和53年条例第1号、昭和54年条例第1号、昭和56年条例第1号、昭和59年条例第1号、昭和60年条例第1号、昭和61年条例第1号、平成元年条例第3号、平成2年条例第1号、平成3年条例第1号、平成4年条例第1号、平成5年条例第1号、平成6年条例第1号、平成7年条例第2号、平成9年条例第2号、平成10年条例第1号、平成11年条例第2号、平成12年条例第1号、平成13年条例第1号、平成14年条例第1号、平成15年条例第1号、平成15年条例第2号、平成17年条例第1号、平成18年条例第3号、平成19年条例第1号、平成20年条例第1号、平成21年条例第1号、平成28年条例第1号

（目的）

第1条 十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）の組織及び職員に関する事項、その他運営については、この条例の定めるところによる。

（議会の定例会の回数）

第2条 組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

（公平委員会）

第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、十勝圏複合事務組合公平委員会を設置する。

（議員報酬及び報酬の額並びに支給方法）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び第203条の2に定める者の議員報酬及び報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前項の議員報酬及び報酬は、次により支給する。

（1）日額の報酬は、職務従事後に支給する。

（2）月額報酬は、毎月20日（当該日が民法「明治29年法律第89号」第142号に規定する休日又は土曜日に当たるときは、その前日）に支給する。ただし、組合長が特に必要と認めたときは、変更することができる。

（3）年額の議員報酬及び報酬は、毎年3月に支給する。ただし、組合長が特に必要と認めたときは、変更することができる。

3 新たに月額報酬を受けることとなった者にはその日から、新たに年額の議員報酬又は報酬を受けることとなった者にはその日の属する月から議員報酬又は報酬を支給す

る。

- 4 月額の報酬を受ける者が退職又は失職したときにはその日まで、年額の議員報酬又は報酬を受ける者が退職、失職又は死亡したときにはその日の属する月まで議員報酬又は報酬を支給する。
- 5 月額の報酬を受ける者が死亡したときは、その当月分の報酬の全額を支給する。
- 6 月額の報酬を受ける者がその職に就いた日が月の初日でない場合又はその職を離れた日が月の末日でない場合の報酬は、日割計算（その月の現日数を基礎とする。）した額とする。
- 7 年額の議員報酬又は報酬を受ける者が年度の中途においてその職に就いた場合又はその職を離れた場合の報酬は、その日の属する月を含め月割計算した額とする。
- 8 日額の報酬を受ける者が、同一の日に2以上の職務に従事した場合は、その一方のみを支給する。この場合、報酬額が異なるときは、多い方の額を支給する。
- 9 常勤の特別職の職員及び一般職の職員が、非常勤の特別職の職員を兼ねるときは、その兼ねる非常勤の特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。

#### （費用弁償）

- 第5条 議会議員の費用弁償の支給については、帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第22号）を準用する。この場合において、議会議員が議会の会議若しくは委員会の招集に応じ、又はそれらの会議に出席したときは、費用弁償として帯広市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第7号）に規定する鉄道賃又は車賃（4キロメートル以内の場合を除く。）及び宿泊料（宿泊を要した場合に限る。）を支給する。
- 2 前条に定める者（議会議員を除く。）の費用弁償の支給については、帯広市報酬及び費用弁償条例（昭和28年条例第18号）を準用する。
  - 3 費用弁償の等級は、別表のとおりとする。

#### （職員の定数）

第6条 組合の職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 組合長の事務部局の職員 9名
- (2) 教育委員会の事務部局の職員
  - ア 教育機関の事務職員 3名
  - イ 教育機関の教育職員 14名
- (3) 監査委員の事務部局の職員 1名

2 次の各号に掲げる職員は、定数外の職員とする。

- (1) 休職者
- (2) 兼務者
- (3) 派遣職員

#### （組合の組織）

第7条 地方自治法第158条第1項の規定に基づき、組合に事務局及び十勝市町村税滞納整理機構を置く。

(準用規定)

第8条 組合の休日、公告式及び財務並びに職員の給与、その他の給付、勤務時間、分限懲戒、服務その他必要な事項については、帯広市の次の条例を準用する。

- (1) 帯広市の休日を定める条例 (平成3年条例第24号)
- (2) 帯広市公告式条例 (昭和25年条例第26号)
- (3) 帯広市職員給与条例 (昭和28年条例第6号)
- (4) 帯広市職員等の旅費に関する条例 (昭和28年条例第7号)
- (5) 帯広市職員退職手当支給条例 (昭和60年条例第1号)
- (6) 議会等に出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例 (昭和31年条例第23号)
- (7) 帯広市職員の勤務時間等に関する条例 (昭和26年条例第5号)
- (8) 帯広市職員サービスの宣誓に関する条例 (昭和26年条例第2号)
- (9) 職務に専念する義務の特例に関する条例 (昭和26年条例第3号)
- (10) 帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例 (昭和26年条例第34号)
- (11) 帯広市職員の定年等に関する条例 (昭和59年条例第37号)
- (12) 帯広市職員等賞慰金支給条例 (昭和50年条例第1号)
- (13) 職員団体の登録に関する条例 (昭和41年条例第29号)
- (14) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 (昭和41年条例第30号)
- (15) 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例 (昭和23年条例第20号)
- (16) 帯広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例 (昭和39年条例第18号)
- (17) 帯広市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 (昭和39年条例第17号)
- (18) 帯広市行政財産使用料条例 (昭和45年条例第12号)
- (19) 帯広市税外公法上の収入条例 (昭和45年条例第11号)

2 組合職員のうち教育委員会事務部局の教育職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件並びに退職手当については、前項の規定にかかわらず帯広市の次の条例を準用する。

- (1) 帯広市立高等学校教育職員等の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例 (昭和35年条例第22号)
- (2) 帯広市立高等学校教育職員等の退職手当に関する条例 (昭和38年条例第25号)

3 前項の規定にかかわらず、特殊勤務手当の支給に関する事項については規則で定める。

4 前3項の規定にかかわらず、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例については、北海道の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年条例第67号)を準用する。

5 前各項に定めるもののほか、必要な事項については帯広市の条例を準用する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和44年7月14日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年5月8日)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(教育職員の昭和46年度における寒冷地手当)

2 昭和46年8月31日から引続き在職する職員で、改正後の条例第7条第2項の適用を受けることとなった教育職員の昭和46年度における寒冷地手当の支給については、なお従前の例による。

(教育職員の昭和46年度における12月に支給する期末手当の在職期間の特例)

3 改正前の条例の適用を受けていた職員で引続き改正後の条例第7条第2項の適用を受けることとなった教育職員の昭和46年12月における期末手当の支給の計算の基礎となる在職期間については、なお従前の例による。

附 則 (昭和45年10月7日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年2月8日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年8月29日)

この条例は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則 (昭和46年10月28日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 附則第2項の改正規定により、昭和46年10月に支給することとなる寒冷地手当の支給日については、同項の改正規定にかかわらず組合長が別に定める日とする。

附 則 (昭和47年2月17日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の条例第5条第2項の規定は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年2月21日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の条例第5条及び第7条の規定は昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年2月21日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、条例第5条の改正規定は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年5月17日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年2月20日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、条例第5条第2号の改正規定は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年11月15日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年2月16日)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年2月22日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、条例第5条第2号の改正規定は、昭和52年4月1日より施行する。

附 則 (昭和52年4月1日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年2月24日）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月1日）

この条例の施行期日は、規則で定める。

- 帯広市ほか十九町村高等看護学院組合運営に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（昭和54年規則第2号）により、帯広市ほか十九町村高等看護学院組合運営に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年条例第2号）は、昭和54年7月3日から施行する。

附 則（昭和56年2月23日）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月6日）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月11日）

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則（昭和61年2月25日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年11月24日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 帯広市ほか十九町村高等看護学院組合事務分掌条例（昭和45年条例第6号）は、廃止する。

- 3 帯広市ほか十九町村高等看護学院組合公平委員会設置条例(昭和46年条例第4号)は、廃止する。

附 則（平成2年2月21日）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月22日）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年2月21日）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月22日）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月21日）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月1日）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月5日）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月3日）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月1日）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月1日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月1日）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月28日）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月7日）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月4日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月1日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月10日）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月22日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月27日）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

項	区 分	報 酬	費用弁償
議 員 報 酬	議 会	議 長	年額 27,000円
		副議長	年額 22,000円
		議 員	年額 18,000円
報 酬	監 査 委 員	年額 18,000円	
	公 平 委 員	委員長	年額 18,000円
		委 員	年額 16,000円
	そ の 他 の 者	日額 16,000円以下	その職に応じて組合長が定める等級
		月額 330,000円以下	
備 考 その他の者の報酬額中、職務の態様により「日額」とあるのを「1時間」に読み替えるものとする。			